

ワシントン条約による水産資源の管理

名古屋市立大学 准教授 赤嶺 淳

本稿の目的は、商業的に利用されてきた水産種 (CEASs: Commercially Exploited Aquatic Species) の利用と管理について、近年のワシントン条約 (CITES) の動向を整理し、その特徴をあきらかにすることにある。そして、近年、附属書に掲載された CEASs のほとんどが附属書 II であることを確認したうえで、そうした野生生物の管理の「その後」について、生息国ごとの調査を実施し、それらの比較研究を通じてより実質的かつ包括的な管理体制を構築していくことの必要性を強調していきたい。

ワシントン条約における CEASs

ワシントン条約には、2012 年 12 月 31 日現在で 177 カ国が加盟しており、およそ 5000 種の動物と 28000 種の植物が同条約の管理下にある [CITES n.d.]。このうち、附属書 I と附属書 II に掲載されている魚類、18 科 23 属 96 種をまとめると表 1 のようになる [注 1]。

たしかに種数だけをとりあげると、附属書 I と附属書 II に記載されている魚類は、決して多くはない。しかし、視点をかえると、ある重要な傾向があらわれてくる。CITES 事務局での勤務経験をもつ保全生態学者の金子与止男は、表 1 を時系列に整理しなおした興味深い分析をおこなっている (表 2)。すなわち、(1) CITES が発効した 1975 年の時点で附属書 I もしくは附属書 II に記載されていた魚類 35 種は、シーラカンスをのぞき、すべてが淡水魚

表1 CITES附属書Iならびに附属書IIに掲載されている魚類(23属, 93種)*

学名	和名	英名	附属書	備考
<i>Cetorhinus maximus</i>	ウバザメ	Basking shark	II	ウバザメ科
<i>Carcharodon carcharias</i>	ホホジロザメ	Great white shark	II	ネズミザメ科
<i>Rhincodon typus</i>	ジンベイザメ	Whale shark	II	ジンベイザメ科
Pristidae spp.	ノコギリエイ類	Sawfishes	I/II	<i>Pristis microdon</i> (ラージトウース・ソーフィッシュ) のみ附属書IIで、それ以外のノコギリエイ科全種(2属6種)は附属書Iに掲げる種をのぞくチョウザメ目全種(2科6属25種)。
ACIPENSERIFORMES spp.	ヘラチョウザメ類、チョウザメ類	Sturgeons	II	
<i>Acipenser brevirostrum</i>	ウミチョウザメ	Shortnose sturgeon	I	チョウザメ科
<i>Acipenser sturio</i>	ニシチョウザメ	Baltic sturgeon	I	チョウザメ科
<i>Anguilla anguilla</i>	ヨーロッパウナギ	European eel	II	ウナギ科
<i>Chasmistes cujus</i>	クイウイ	Cui-wei	I	カトスミス科
<i>Caecobarbus geertsi</i>	カエコバルブス	African blind barb fish	II	コイ科
<i>Probarbus jullieni</i>	プロバルブス	Esok, Seven-striped barb	I	コイ科
<i>Arapaima gigas</i>	ピラルクー	Pirarucu	II	オステオグロッサム科
<i>Scleropages formosus</i>	アジアアロワナ	Asian arowana	I	オステオグロッサム科
<i>Cheilinus undulatus</i>	メガネモチノウオ	Humphead wrasse	II	ペラ科
<i>Totoaba macdonaldi</i>	トアバ	Totoaba	II	ニベ科
<i>Pangasianodon gigas</i>	メコンオオナマズ	Giant catfish	I	パンガスイウス科
<i>Hippocampus</i> spp.	タツノオトシゴ類	Seahorse	II	ヨウジオウ科タツノオトシゴ属全種(47種)
<i>Neoceratodus forsteri</i>	オーストラリアハイギョ	Australian lungfish	II	ケラトダス科
<i>Latimeria</i> spp.	シーラカンス	Coelacanth	I	ラティメリア科

Source: CITES Species Database [http://www.cites.org/eng/resources/species.html], http://www.trafficj.org/aboutcites/appendix_animals.pdf
*属や種の数は2012年3月31日現在。

であった (もっとも、チョウザメの一部はウミチョウザメなど、海から河川への可塑性をもつものがある)。(2) その後、1970 年代、つづく 1980 年代を通じ、あらたに附属書 I もしくは II に掲載されたのは、わずか 2 種にすぎず、1990 年代にはすでに附属書 I に掲載されているウミチョウザメとニシチョウザメ以外のヘラチョウザメ類とチョウザメ類

の全種を附属書 II とする修正しかなされていらない。(3) 2002 年に開催された CoP12以降は、海産種を中心に 59 種 (このうち、属のすべてが規定されているタツノオトシゴ類が 47 種と 8 割

ちかくを占める) が掲載されるにいたっている [金子 2010]。

表 2 を詳しくみてみよう。2000 年代以前に記載されたもののほとんどが附属書 I 掲載種であることに気づくはずだ。例外は、CITES 発足時に附属書 II に掲載され、1983 年に附属書 I に記載されたニシチョウザメと、すでに附属書 I に記載されていたウミチョウザメ以外のヘラ

表2 ワシントン条約附属書Iおよび附属書IIに掲載されている魚類と発効年

学名	和名	附属書	発効年
<i>Acipenser brevirostrum</i>	ウミチョウザメ	I	1975
<i>Acipenser sturio</i>	ニシチョウザメ	I	1975/83*
<i>Chasmistes cujus</i>	クイウイ	I	1975
<i>Probarbus jullieni</i>	プロバルブス	I	1975
<i>Scleropages formosus</i>	アジアアロワナ	I	1975
<i>Pangasianodon gigas</i>	メコンオオナマズ	I	1975
<i>Arapaima gigas</i>	ピラルクー	II	1975
<i>Neoceratodus forsteri</i>	オーストラリアハイギョ	II	1975
ACIPENSERIFORMES spp.	ヘラチョウザメ類、チョウザメ類	II	75/83/92/98*
<i>Latimeria</i> spp.	シーラカンス	I	1975/2000*
<i>Totoaba macdonaldi</i>	トアバ	I	1977
<i>Caecobarbus geertsi</i>	カエコバルブス	II	1981
<i>Rhincodon typus</i>	ジンベイザメ	II	2003
<i>Cetorhinus maximus</i>	ウバザメ	II	2003
<i>Hippocampus</i> spp.	タツノオトシゴ類	II	2004
<i>Cheilinus undulatus</i>	メガネモチノウオ	II	2005
<i>Carcharodon carcharias</i>	ホホジロザメ	II	2005
Pristidae spp.	ノコギリエイ類	I/II	2007
<i>Anguilla anguilla</i>	ヨーロッパウナギ	II	2009

Source: CITES Species Database [CITES n.d.]。

* 発効年に複数の年の記載があるのは、附属書の改定があったため。

チョウザメ類、チョウザメ類、ピラルクー、オーストラリアハイギョ、カエコバルブス、2007年にオーストラリアの淡水性ノコギリエイのみである。

表2にかかげた魚類は、おおくの人にとって馴染みがないにちがいない。シーラカンスはもとより、アジアアロワナもオーストラリアハイギョも古代魚であり、非食用種である。観賞魚として水族館で馴染みでもあろう。コンゴ盆地の洞窟に生息し、目が退化したカエコバルブスも同様で、食用とはなりえない。他方、クイウイは、米国ネバダ州ピラミッド湖とトゥラッキー川に固有の淡水魚で、周囲に生活するネイティブ・アメリカ人たちに食され、そうした人びとには民族的アイデンティティのよりどころでもある。カンボジア、ラオス、ベトナム、タイ、マレーシアに生息するプロバブルス（エソック）も、カンボジア、ラオス、タイ、ベトナムに生息するメコンオオナマズも、こうした国ぐにでは貴重な食料として流通してきた（現在は養殖されている）。世界最大の淡水魚として水族館でおなじみのピラルクーはブラジル、ペルー、ガイアナに生息し、同地域の先住民が食用してきた〔写真1〕。ペルー研究者の



〔写真1. ピラルクー〕

友人によると、アルミホイルにつつま、グリルして調理すると美味だという。トトアバは、メキシコで食用とされてきた海水魚である〔注2〕。

こうしてみると、2000年代以前に食用とされてきた魚類のおおくは、生息域が限定的で、（キャビア

を産するチョウザメ類、ヘラチョウザメ類を除き）国際貿易というよりは、むしろ、生産国内でローカルに利用されてきたものであることがわかる。これに対して、2000年代以降に記載された魚類は、生息域も広汎におよび、その消費は生息域内ではなく、むしろアジア市場を中心とした国外市場である。この意味において、国際貿易の規制によって野生生物の保護をおこなおうとするCITESが管理するにふさわしい魚種だともいえる。しかも、ノコギリエイ類をのぞくすべてが、附属書II掲載種であることからしても、そうした野生生物の保全と管理をいかに推進していくかは、CITESに課せられた課題である。しかし、問題は、こうした魚類は、アジアの「伝統」の商品であったということである。これが、4点目の特徴として指摘できる。

加えてジンベイザメ（最大体長13メートル）とウバザメ（同10メートル）は、それぞれサメ類のみならず魚類のなかで1、2位の大きさをほこり、その大きさだけでも、感動を誘い、圧倒される存在でもある。とくにジンベイザメは、その愛嬌ある体形とおだやかな性格から、水族館の人気者でもある〔写真2〕。最



〔写真2. ジンベイザメ〕

大體長2メートルにもなる、ナポレオンフィッシュ（メガネモチノウオ）も、ダイバーや水族館で人気の魚類である。成長すればするほどに肥大化する頭の瘤と、はちきれんばかりのゼラチンがつまった口唇が特徴である〔写真3〕。こうしたこと



〔写真3. ナポレオンフィッシュ〕

から、動物愛護の視点からも、少なからぬ保護の主張が聞かれるのは偶然ではない。タツノオトシゴ類は漢方薬の原材料とされているが、この奇妙な魚類も、そうであるだけにいとしく、保護すべき対象ともなりうる。利用か、保護かといった問題に、科学を超えた思想が影響をあたえていること、これが第5点目の特徴である。この5番目の特徴は、野生生物の非致命的利用、すなわち食用資源としての利用ではなく、ツーリズム振興が管理策として提案されることと無関係ではない。

「目には目を」などといきがるつもりは毛頭ないが、なにをかわいいと考え、なにを残酷ととらえるかは、個人の領域をこえ、文化や価値観の違いに帰する問題である。裏返せば、なにを（食用）資源と考えるかも社会の問題である。野生生物の利用と管理について、多様な思想が混在するのはグローバル化時代の当然の帰結であろう。だとするならば、人間と野生生物との多様な関係性の現実こそ目をむけるべきではなかろうか。

CEASs掲載種の「その後」

2004年に附属書IIに掲載されたタツノオトシゴ類については、『タツノオトシゴ類のCITES掲載が種の状態とフィリピンにおける人びとの健全な暮らしに与えた影響』と題したFAOの報告書がある〔Christine et al. 2011〕。フィリピンの法的枠組みを整理し、かつ現地調査をふまえた同書によれば、タツ

ノオトシゴ類の附属書Ⅱへの掲載は、本来、国際貿易の実態を把握し、管理の仕組みを創出するには役立つはずであるが、附属書掲載種の採取と取引を全面禁止しているフィリピンの場合には、そうしたCITESの枠組み自体が機能しえない可能性を示唆し、CITESがめざす管理体制の履行とタツノオトシゴ類の保全について、フィリピンをふくむ生息国間の比較研究の必要性を訴えている。

東南アジア地域研究をこころざす者として、将来的に、わたしは附属書掲載の際に重要な役割をになったフィリピンのジンバイザメとインドネシアのメガネモチノウオについて、附属書掲載が種の保全と人びとが健全に暮らすためにあたえた影響についての研究をおこなっていきたいと考え、ジンバイザメの利用と管理について、フィリピンでのフィールドワークに着手したばかりである。その成果については、さまざまな媒体を通じ、適宜、報告していくつもりである。そうした研究を通じ、人間と野生生物の多様な関係性を明らかにするとともに、より実質的な

管理体制の構築に貢献していきたいと考えている。

謝辞

本研究は、(1) 一般社団法人水産資源・海域環境保全研究会 2012 年度研究助成「板鰐類魚類の利用と管理の多元性」(代表 赤嶺淳)、ならびに (2) 総合地球環境学研究所の「地域環境知形成による新たなコモنزの創生と持続可能な管理」(代表 佐藤哲) に負っています。

注

[1] 表一に掲げた生物は、魚類(附属書Ⅰ 15 種、附属書Ⅱ 81 種)に限定している[CITES n.d.]。これ以外にも、水棲生物としては、クジラ目全種とウミガメ科全種、貝類(イガイ科 1 種、イシガイ科 29 種、シャコガイ科全種、ソデボラ科 1 種、ナンバンマイマイ科 1 種)、サンゴ類などがワシントン条約の管理下にある。サンゴ類については化石もふくむため、わたしの分類能力を超えており、種数を把握できていない。
[2] ここでの情報は、おもに

IUCN と CITES の、以下のデータベースによっている [http://www.iucnredlist.org/, http://www.cites.org/eng/resources/species.html]。いずれも 2012 年 3 月 23 日に参照した。

文献

Christie, Patrick, Enrique G. Oracion, and Liza Eisma-Osorio. 2011. Impact of the CITES Listing of Sea Horses on the Status of the Species and on Human Well-being in the Philippines. FAO Fisheries and Aquaculture Circular No. 1058. Rome: FAO, pp. 44.

CITES n.d. "The CITES species," [http://www.cites.org/eng/disc/species.php] 2012 年 3 月 24 日にアクセス。

金子与止男、2010、「水産資源をめぐるワシントン条約の近年の動向—ミニシンポジウム記録 板鰐類資源の保全と管理における現状と課題」水産学会誌 76 (2) : 263-264.

2013年サメ年、利権化に手を貸す国際慈善団体

平成 25 年(2013 年)の干支は癸巳、へび年である。蛇は脱皮をして成長することから、復活と再生の象徴とされている。

素干しのサメヒレから皮を剥き(脱皮?)、手間暇をかけて加工することでフカヒレという高級食材に生まれ変わることになんでサメ年と呼んだ訳でもなさそうだが、ピュー環境グループ(Pew Environment Group)は 2013 年をサメ年と名付けた。3 月にバンコクで開催される第 16 回ワシントン条約締約国会議(CITES CoP16)に向けて、3 つのサメ類(ニシネズミザメ、ヨゴレ及

びシュモクザメ 3 種)とマンタを附属書Ⅱに掲載して国際取引を制限しようという提案を支持して、今年はサメ年にしようとキャンペーンを張っている。

ピュー環境グループは 1948 年に設立されたピュー慈善トラスト(Pew Charitable Trusts)の傘下であり、ピュー慈善トラストの資産は 50 億米ドルをゆうに超える規模である。Sunoco ブランドで米国有数の規模を有するサン石油及び石油化学企業が母体となり信託された団体である。石油系慈善団体がピュー環境グループを通じて、海洋保護政策

や海洋生物の保護を推進している構図である。

昨年秋に、米国の巨大な 3 つの慈善団体、ウォルトン・ファミリー財団(Walton Family Foundation)、デビッド・ルシル・パッカー財団(David and Lucile Packard Foundation)とスコール財団(Skoll Foundation)が海洋管理協議会(MSC)に対して 2015 年 9 月までの 3 年間に 1085 万ドル(約 9 億 8 千万円)の支援をすることを約束した。2012 年 9 月に環境保護団体のシーウェブ(SeaWeb)が香港で開催した第 10 回国際シーフードサ

ミットに水産業界代表者や環境保護グループを集めて発表したものである。

シーウェップは非営利の海洋環境保護団体として1996年にピュー慈善トラストにより設立された。即ち、ピュー環境グループの別働隊である。2000年からはキャビア・キャンペーンで名前を売り、2008年には宝石サンゴをターゲットにして、「身につけるには高価すぎる (Too precious to wear)」という宝石サンゴ保護運動に手を付けたりした。

この国際シーフードサミットに時をあわせて、香港を拠点とするキャセイパシフィック航空が、フカヒレなどサメ由来の食材の輸送と、ファーストクラスやビジネスクラスでのフカヒレ・スープの機内食提供を停止すると発表した。同航空には夏頃から40以上もの国際環境保護団体が、フカヒレ輸送の停止を求める書簡を送りつけていた。世界で空輸されているフカヒレの半分近くを同航空が取り扱っていると書簡で非難していた。アジア有数の財閥企業・スワイヤー・グループ（本部はロンドン）もシーウェップを中心とする環境保護団体の圧力に抗しきれなかった。

このシーウェップがアジアで初めて開催した国際シーフードサミットで前述の3つの慈善団体から巨額の資金を国際的な水産エコラベルの海洋管理協議会 (MSC) に引き出した。MSCは、世界自然保護基金 (WWF) とオランダのユニリーバが1997年に設立した団体である。2005年にFAOが水産エコラベル・ガイドラインを策定して以降、環境保護団体の運動は「漁業管理」から「持続可能なシーフード」へとターゲットをシフトしつつある。

2000年に西オーストラリアのロック・ロブスターが最初のMSC認証を取得、2006年にはウォルマートがMSC認証の生鮮や冷凍のシーフードを取り扱うようになった。現在では世界に1万店以上のスーパーマーケットを展開するウォルマートの創始者が設立したのがウォルトン・ファミリー財団であり、日本の西友はその傘下にある。

ハンバーガー・チェーンのマクドナルドが2011年から欧州の7,000店舗でMSC認証のラベルがついたフィレオフィッシュの販売を始めた。2012年ロンドン・オリンピック開催に時期を合わせて英国のマクドナルドでMSC認証ラベルの印刷

された箱が登場し、次々に欧州各店舗で導入していった。近着のニュースによれば、米国でも2013年2月以降に全米14,000以上の店舗でフィレオフィッシュとフィッシュバイトのパッケージにMSCラベルが印刷されるようである。既にMSC認証されているアラスカ産スケトウダラを使用するものだ。

ロシアのスケトウダラも数年前からMSCの審査を受けているが、なかなか認証がおりない。米国の審査機関によるとロシアのオホーツク海スケトウダラも近々認証がおりる見込みとなっているが、米国のスケトウダラ業界はロシアの認証取得に異議を申し立てる意向である。米国の3慈善団体はMSCに1085万ドルの資金支援をして、ロシアのMSC認証を当面押さえ込み、モスクワのマクドナルドではロシア産のフィレオフィッシュが食べられない仕掛けだ。資源とマーケットを囲い込むMSCの虚構と本体が見えた。

水産エコラベルは、生態系や資源の持続性に配慮して漁獲した水産物であることを示すマークである。日本も独自の水産エコラベルとしてマリン・エコラベル・ジャパン (MEL ジャパン) を有している。欧米の環境運動による圧力に屈しないよう、しっかりと我が国に特有の漁業生産や資源管理を評価、認証して、水産食料を消費者に届けてもらいたい。

ここでは慈善団体のほんのいくつかの例を挙げただけだが、あまたある世界の著名な慈善団体はそれぞれ環境保護運動に関与している。豊富な資金力と人でマーケットを押さえ込む環境保護団体の背後に数多くの慈善団体の関与があり、EUではもはや漁業が環境団体にひれ伏している。世界各地の伝統や食文化の多様性におかまいなしに、身勝手な国際標準を押しつけて海洋の資源保護を利権化する保護運動に危惧を覚える。



あなたもGGTの会員になりませんか

(社)自然資源保全協会 (GGT) は、趣旨に賛同する法人および個人のみなさまの入会を心からお待ちしています。協会の活動はみなさまの会費で支えられています。会員のみなさまには、定期的にニュースレターをお送りし、優先的にGGTフォーラムや国際会議、シンポジウムなどにご案内いたします。下記までご連絡ください。

年会費 個人正会員 1口 1万円/法人正会員 1口 10万円
個人賛助会員 1口 2千円/法人賛助会員 1口 5万円

お問い合わせ・お申し込み/ 自然資源保全協会 (GGT)

〒101-0031 東京都千代田区東神田1-2-8 赤塚ビル3F Tel 03-5835-3917 Fax 03-5835-3918